

横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン 「栄区まちづくり方針」の改定原案の公表及び意見募集について

栄区では、「横浜市都市計画マスタープラン栄区プラン「栄区まちづくり方針」」の改定を進めています。平成30年12月に公表した改定素案に対する意見募集等を踏まえ、このたび、改定原案がまとまりましたので公表し、意見募集を行います。是非とも御意見・御提案をお寄せください。

1 改定の背景

栄区まちづくり方針は、平成16年12月の策定後10年以上が経過し、都市防災の重要性に関する人々の意識の変化や社会情勢の変化等に伴う対応が必要になりました。平成25年には上位計画である「横浜市都市計画マスタープラン全体構想」を改定し、また、各分野別計画等の策定・改定も行われています。これを踏まえ、栄区まちづくり方針の改定作業を進めています。

2 「改定原案」及び「改定素案に対する市民意見募集結果」の公表について

- (1) 閲覧場所：栄区役所区政推進課（栄区役所4階45番窓口）、栄図書館、市庁舎1階市民情報センター及び市庁舎6階都市整備局地域まちづくり課
※改定原案は、栄区役所区政推進課（栄区役所4階45番窓口）にて配布も行います。
- (2) ウェブ公開：栄区役所ホームページでも御覧になれます。（[栄区プラン 改定](#)で検索）

3 意見募集について

- (1) 募集期間：令和元年6月21日（金）～令和元年7月11日（木）（郵送の場合は当日消印有効）
- (2) 提出方法：郵送、FAX、Eメール又は電子申請（様式は問いません）
- (3) 提出先：栄区役所区政推進課 企画調整係
〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19
FAX：045-894-9127
Eメール：sa-kusei@city.yokohama.jp
電子申請：右の二次元コード又は次のURLから



<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/form.do?acs=sal6kuplangenan>

※ いただいた御意見等に個別の回答はしませんが、意見集としてまとめて公表します。

御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

4 今後の予定について

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 令和元年6月～7月 | 改定原案の公表、意見募集（今回） |
| 令和2年1月 | 改定案の確定、横浜市都市計画審議会への諮問 |
| 令和2年3月 | 改定告示 |

お問合せ先

（「栄区プラン」について） 栄区区政推進課長 永松 弘至 Tel 045-894-8330

（「横浜市都市計画マスタープラン 区プラン全体」について）

都市整備局地域まちづくり課長 磐村 信哉 Tel 045-671-2694

改定素案からの主な変更点

改定素案に対する市民意見募集でいただいた御意見等を参考に検討を行い、改定素案より変更した主な内容は次のとおりです。

No.	頁	変更箇所	変更前（改定素案）	意見に対する考え方
1	1	(1) 「栄区プラン」改定の経緯 本文	都市防災の重要性など社会状況の変化や、道路事業、開発事業等に対応するため栄区プランを改定します。	都市防災の重要性や少子高齢化・人口減少社会の到来など社会状況の変化や、道路事業、開発事業等に対応するため栄区プランを改定します。
2	21	(5) 地域コミュニティ・福祉 <現状> 本文	栄区では、地縁的団体である自治会・町内会が地域コミュニティの核になっているとともに、	栄区では、地縁的団体である自治会・町内会等が地域コミュニティの核になっているとともに、
3	23	(6) 防災 ●ハザードマップ(洪水)	(追記)	図中に「河川氾濫による浸水想定区域」を表示
4	48	●都市防災の方針図		
5	24	●大正型関東地震想定被害	(図追加)	平成 30 (2018) 年 震度分布図：大正型関東地震（神奈川県くらし安全防災局）を追加
6	28	(9) 空家 <課題> 本文	管理不全空家の初期指導通知等の対応を継続していくほか、	管理不全空家の初期指導通知（所有者等が、空家等の適切な管理を促進するための、情報の提供や助言などを行う）等の対応を継続していくほか、
7	34	(1) 住居系土地利用 本文	特に区東部・南東部では少子高齢化が進行しているため、若い世代の流入が見込める魅力的なまちづくりを進めます。	特に区東部・南東部では少子高齢化が進行しているため、 <u>身近な生活利便施設の導入や交通利便性の向上、土地利用に関する制度の見直し等、若い世代の流入が見込める魅力的なまちづくりを進めます。</u>
8	34	(1) 住居系土地利用 本文	(追記)	<u>空家化の予防や管理不全な空家の増加防止に向け、所有者、行政、地域などの多様な主体が連携して取り組みます。</u>
9	40	(4) 区民が主体となった緑地と水辺の管理・活用 ウ 区の魅力である地域資源の活用 本文	(追記)	<u>横浜自然観察の森や市民の森等については、豊かな自然環境とふれ合える場として活用を進めています。</u> <u>また、これらの地域資源の魅力発信等にも取り組んでいきます。</u>
10	62	【まちづくり方針】 《土地利用》 本文	今後の土地利用転換に際しては、地域の自然環境や歴史資産などの周辺環境にも配慮しながら、	今後の土地利用転換に際しては、地域の自然環境や歴史資産などの周辺環境や <u>安全性</u> にも配慮しながら、

※これらの変更のほか、市民意見募集等でいただいた御意見などを踏まえ、より分かりやすい表現に修正すべきものなども修正しています。

また、図表や数値などについては最新のものに更新するなど時点修正等も行っています。